

26年度 区民交通傷害保険の 加入申し込みを受け 付けます

区では、民間保険会社と提携して、区民交通傷害保険事業を実施しています。区民の皆さんが自動車やオートバイ、自転車等の交通事故に遭った場合、入院や通院治療日数に応じて保険金が支払われます。

●保険金が支払われない主な場合
次のような原因により生じた場合は保険金が支払われません。
▽被保険者が歩行中、他の車両と衝突、接触等をした場合
▽保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故の場合
▽戦争、天災、暴動等による事故の場合
▽無免許、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転が出来ない恐れのある状態で運転した場合など

●保険料(年額)
▽Aコース：800円
▽Bコース：1400円
▽Cコース：2600円
▽AJコース(Aコース+自転車賠償責任プラン)：1100円
▽BJコース(Bコース+自転車賠償責任プラン)：1700円
▽CJコース(Cコース+自転車賠償責任プラン)：2900円

等級	交通事故における障害の程度	加入コース別保険金額		
		A	B	C
1	死亡または重度障害	150万円	350万円	600万円
2	180日以上継続入院治療	34万円	60万円	120万円
3	90日以上継続入院治療	23万円	35万円	65万円
4	60日以上継続入院治療	15万円	23万円	35万円
5	治療期間180日以上かつ治療実日数90日以上	9万円	13万円	20万円
6	治療期間90日以上かつ治療実日数45日以上	7万円	10万円	15万円
7	治療期間30日以上かつ治療実日数15日以上	4万円	6万円	10万円
8	治療期間15日以上かつ治療実日数7日以上	2万円	3万円	5万円
9	治療期間15日未満または治療実日数7日未満	1万円	2万円	3万円

●60歳以上の方も国民年金に任意加入出来ます
国民年金は、原則として20歳未満の方が加入する制度です。60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(保険料納付済期間+免除期間等+合算対象期間)の25年を満たせなかった方や、老齢基礎年金を満額受けられない方は、65歳になるまでの期間、国民年金に任意加入出来ます。

●障がいのある方が20歳になった時には障害基礎年金の手続きを
20歳になる前に初めて医師の診療を受けた日(初診日)があり、20歳になった時にその病状やけがによる一定程度の障がいのある方は、請求により障害基礎年金を受けられます。

防災都市づくり部(一部)が移転します

本庁舎と北庁舎に分散していた執務室の一体化を図るため、区役所本庁舎6階にある都市計画課、建築指導課、防災街づくり推進課は、2月3日(月)から北庁舎へ移転します(下図参照)。移転する業務・場所は次のとおりです。

*北庁舎3階にあった第1会議室は、1階に移設しました

業務内容

①都市計画課(3階)

▷都市計画担当…都市計画(用途地域など)・開発許可・住環境条例など

☎内線2812

▷都市計画担当…景観条例・荒川ルール条例など

☎内線2816

②建築指導課(3階)

▷管理・監察係…住宅用家屋証明等の発行

☎内線2841

▷監察担当…違反建築等の調査指導

☎内線2845

▷建築審査係…建築確認申請・許可等に関する審査、検

査、建設リサイクル法の手続き

▷構造・設備審査係…建築構造・設備の申請等に関する審査・検査

☎内線2846

▷細街路整備係…拡幅整備・道路位置指定の手続き、法42条2項道路等の照会・相談

☎内線2844

③防災街づくり推進課(2階)

▷管理・建築相談係…建築紛争・建て替え相談、標識設置届の受け付け、住宅資金融資のあっせん

☎内線2825

▷用地・耐震化係…耐震補助、空家住宅除却助成等

☎内線2826

▷防災街づくり係…耐火建築物の助成、防災街づくり活動の支援

☎内線2828

▷不燃化特区担当…不燃化特区の整備、建て替え助成

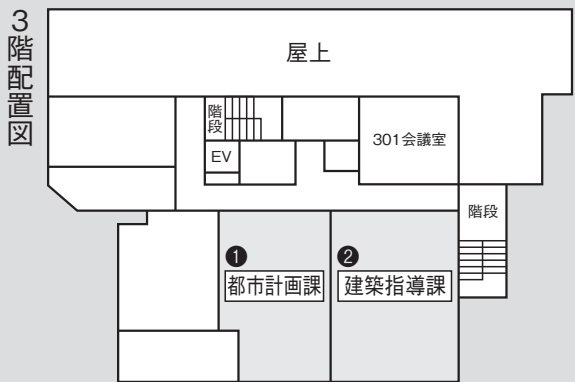
☎内線2821

▷再開発係…市街地再開発事業

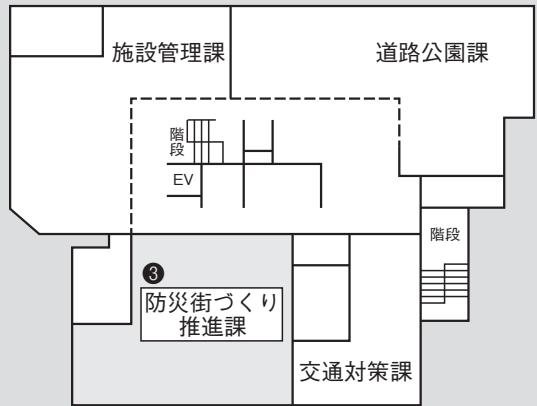
☎内線2832

問合せ 経理課 ☎内線2251

〔北庁舎〕



〔2階配置図〕



●保険金が支払われる主な場合
▽被保険者の搭乗している車両が衝突、横転、火災、つい落、爆発等をした場合
▽被保険者が搭乗している車両から転落した場合

●自動車賠償責任プラン
区民交通傷害保険に加入する場合に付けられる特約です。被保険者が、日本国内で自転車の所有・使用・管理に起因して他人の財物を壊したり、けがをさせたりしたために、法律上の損害賠償責任を負った場合、被保険者が負担する損害賠償金及び費用(応急手当、護送費用、訴訟費用など)の合計額をお支払いします。

●引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン東京公務開発部営業開発課(千代田区霞が関3-7-3) ☎(3593)6506

●加入方法
申込み方法 保険料を添えて申込書に記載の窓口で

●後期高齢者医療制度の被保険者の方へ、高額介護合算療養費の申請を
高額介護合算療養費は、1年間の医療保険と介護保険における自己負担額が高額になる場合に、負担を軽減するため限度額を超えた額を支給する制度です。

●申請書が届かない方は
計算期間中に医療保険の資格に変更があった次の方は、申請書を送付出来ません。必要書類を添えて申請して下さい。

●昭和12年8月2日以降に生まれ
方：75歳到達前に加入していた医療保険の自己負担額証明書を添付して下さい。

